

第49号議案

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例の一部を改正する条例

品川区立高齢者多世代交流支援施設条例（平成27年品川区条例第53号）

の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設	東京都品川区東品川三丁目32番10号	レクリエーション室、コミュニティ室、スタジオ	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日および休日にあつては、午前9時から午後4時30分までとする。
		浴室	月曜日から土曜日までの日の午前10時30分から午後4時まで
		健康増進室	月曜日から土曜日までの日の午前9時から午後5時まで

別表第2(1)の表スタジオの部区民の項中「600円」を「700円」に、「900円」を「1,000円」に、「1,200円」を「1,400円」に改め、同部区民以外の項中「700円」を「800円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「1,500円」を「1,700円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同

年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 品川区立東品川高齢者多世代交流支援施設の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(品川区立シルバーセンター条例の一部改正)

- 3 品川区立シルバーセンター条例(昭和33年品川区条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から12の項までを1項ずつ繰り上げる。

(説明) 東品川高齢者多世代交流支援施設を設置する必要がある。